

一般競争入札のお知らせ

令和6年度におけるわた SHIGA 輝く国スポライフル射撃競技用具一式（検査用具）の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、お知らせします。

令和6年7月18日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 案件名：わた SHIGA 輝く国スポライフル射撃競技用具一式（検査用具）の購入
総価契約/総額取り
- (2) 業務の内容等：仕様書のとおり。
- (3) 納入期限：令和7年3月31日（月）
- (4) 納入場所：能勢ライフル射撃場
〒563-0114 大阪府豊能郡能勢町山内 19-1

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。所定の日までに資格を得られなかった場合は、この入札に参加することができない。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- (5) 競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

大分類：01 物品 中分類：27 運動具

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札説明会の日時および場所：行わない。
- (2) 入札書の受領期限：令和6年8月8日（木）17時00分
- (3) 開札の日時および場所：令和6年8月9日（金）9時00分

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内)

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

4 入札方法等

(1)入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。

(2)入札書は、下記に示す場所に、3(2)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で送付しなければならない。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

(滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内)

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

TEL：077-528-3343、FAX：077-528-4836

電子メール：ken-unei@pref.shiga.lg.jp

(3)郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。

5 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否

要。

7 支払条件

(1)前金払 行わない。

(2)部分払 行わない。

8 同等品による入札の可否

同等品は認めない。

9 質問および回答の方法等

(1)質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、4(2)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2)質問期限

令和6年7月30日（火）15時00分

(3)回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、下記に質問および回答の内容を掲載する。

<https://shiga-sports2025.jp/bidding>

(4)回答期日

令和6年8月1日（木）を目途に回答する。

10 代理人の入札

代理人が入札を行う場合、代理人は入札書提出前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。

11 落札者の決定

- (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局が認めた入札参加者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者となるべき同価の入札者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

12 再度入札

- (1) 各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
- (2) なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

13 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (3) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (4) 滋賀県物品関係入札参加基準に係る入札参加停止基準に係る入札参加の措置期間中の者のした入札

14 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

15 その他

- (1) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (2) 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (3) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。

- (4)天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (5)その他本件執行については、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買入れ等の入札執行要領にさだめるところによる。
- (6)不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (7)その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。